

～やえがさたより～

令和7年4月号

◆新年度のご挨拶

東部農業事務所家畜保健衛生課長を務める川島です。

日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動では転出者3名、転入者6名の異動がありました。新体制のもと業務を遂行して参りますので、よろしくお願いいたします。

◆職員の人事異動について

人事異動により、職員の転出・転入がありました。今年度は以下の職員体制になります。今後ともよろしくお願いいたします。

		令和7年度職員（前職場）	
課 長			
次 長			
環境衛生係	係長		
防疫係	係長		

＜記事の内容＞

- ・ 定期報告書の提出について
- ・ ゴールデンウィーク期間の家畜防疫対策の徹底について
- ・ 県内での豚熱発生について（国内98例目、県内12例目）
- ・ 豚熱ワクチン接種農場から接種区域外へ豚等の胎盤等は移動できません
- ・ 韓国における口蹄疫の発生について
- ・ 野生イノシシの豚熱感染状況について
- ・ 「畜産環境保全のしおり」について
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をしましょう！

＜添付資料＞

- ・ 韓国で口蹄疫が発生
- ・ アフリカ豚熱対策
- ・ 養豚農場への緊急消毒命令
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（マニフェスト報告書）

◆定期報告書等の提出について



令和7年の定期報告書について、ご提出頂きありがとうございました。

まだ提出していない方は、早急に提出をお願いいたします。

（令和7年1月29日付けで報告様式等の書類をお送りしております）

※ すでに提出済みでも、畜舎等の増改築や増頭等を行った場合は、再度提出が必要です。

※ 未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、農場で伝染病が発生したときに国から支給される手当金が、減額または不支給となるおそれがあります。

◆ゴールデンウィーク期間の家畜防疫対策の徹底について

ゴールデンウィークを迎え、国内や諸外国との間で人の動きが活発化することが予想されます。口蹄疫は、令和7年3月に韓国南部の牛飼養農家において、約2年ぶりに発生し、現在までで14例確認され、4月に入ってからには豚飼養農場でも発生が確認されています。豚熱については、今年に入り県内で3例確認されています。また、4月11日に宮崎県において、南九州初となる野生いのししでの感染が確認され、北海道を除く日本国内の野生いのししで、広く感染が確認されています。アフリカ豚熱は、中国・韓国などの近隣国を含むアジア地域で広く感染が確認されています。人や物、野生動物によって農場内に病原体を侵入させないように、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。

〈農場への病原体の侵入防止、異状の早期発見〉

- 1 疾病が発生している国への不要不急の渡航は避ける
- 2 外国人従業員が従事する農場では、海外からの物品が農場内に持ちこまれることがないように指導を徹底する
- 3 観光客を含め、関係者以外が衛生管理区域に立ち入らないように看板などで掲示する
- 4 農場内・周囲に野生動物が隠れる場所を作らない、畜舎に隙間や破損がある時はすぐに修繕する
- 5 家畜の健康観察を毎日行い、異状のある時は家畜保健衛生所に連絡する

◆県内での豚熱発生について（国内98例目、県内12例目）

令和7年4月4日に前橋市内の農場において、県内12例目の豚熱が発生しました。前橋市内では、令和7年1月から続けて3例の発生となっています。これに伴い、県内全域に緊急消毒命令が発令されました。農家の皆様におかれましては、別添資料をご参照の上、農場周囲及び堆肥舎周囲に消石灰の散布をお願いいたします。

◆豚熱ワクチン接種農場から接種区域外へ豚等の胎盤等は移動できません

豚等の移動による豚熱ウイルス拡散の恐れがあることから、豚熱ワクチン接種農場から非接種地域への生体や排せつ物等（胎盤を含む）の移動はできません。しかし、今般、豚熱ワクチン接種農場から非接種地域である北海道へ豚の胎盤を移動した事例が複数確認されました。豚熱ワクチン非接種地域である北海道には豚等を移動させないでください。

◆韓国における口蹄疫の発生について

令和7年3月13日、韓国南部の牛飼養農場において、約2年ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。その後、牛飼養農場にて14事例、4月に入り、豚飼養農場にて5事例が確認されています（4月14日時点）。国内への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは非常に高い状況です。養豚農家の皆様におかれましては、改めまして飼養衛生管理基準遵守の徹底をお願いいたします。

◆野生いのししの豚熱感染状況について

令和6年度豚熱遺伝子検査陽性いのししは、東部管内では4～8月の間に太田市で3頭、桐生市で3頭確認されました。令和6年度に県内では陽性いのししが62頭確認され、陽性いのししが捕獲されている場所は、高崎市、前橋市、渋川市、中之条町、片品村など、広域にわたっています。農場の近隣までウイルスが存在していることを前提に、農場内・豚舎内にウイルスが侵入しないよう、飼養衛生管理基準遵守を徹底してください。

令和6年度野生イノシシ豚熱 確認検査結果(東部管内)

市町村名	検査頭数	陽性頭数	最終確認年月
桐生市	216	3	令和6年5月
太田市	58	3	令和6年8月
みどり市	60	0	令和5年2月
板倉町	1	0	—
館林市	1	0	—
合計	336	6	

令和7年3月31日現在



◆「畜産環境保全のしおり」について

畜産環境保全に関する知識の啓発を図るため、令和6年度版畜産環境保全のしおりが作成されました。下記のとおり群馬県ホームページへ掲載されていますので、ご活用ください。

畜産環境保全のしおり



tsulunes-ブルノスにて所蔵紹介動画「3分でわかる!! 米麦畜産課」を配信中!
URL: <https://tsulunes.jp/inside/cg/?id=5522>

——目次——

1. 畜産排せつ物の発生量と利用
2. 畜産環境問題の現状と対応策の事例
3. 畜産排せつ物法の管理基準遵守状況と最利用促進プラン
4. 畜産環境保全関係法令の概要
5. 排泄物集・リース事業
6. 排泄物処理による堆肥の流通利用
7. 堆肥を流通させるよう
8. 畜産排せつ物・畜産環境問題

令和7年3月発行

群馬県農政課米麦畜産課

掲載箇所 群馬県ホームページ（米麦畜産課畜産環境係）

<https://www.pref.gunma.jp/page/9529.html>

※ 下記 QR コードからもご参照いただけます。



◆産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をしましょう！

毎年１年間の産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の交付状況に関する報告書を作成し、群馬県知事に提出することになっています。

令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの分をまとめて、「産業廃棄物管理票交付状況報告書」を作成し下記提出先（東部環境事務所）に令和７年６月３０日までに報告してください。

死亡した家畜は産業廃棄物であり、畜産事業者には、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づき処理委託契約を締結し、適正に処理する責任があります。

※ 処分を依頼する際には、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）を必ず記入し、処理委託契約を締結した業者に渡してください。

※ マニフェスト伝票は、５年間は大切に保管してください。

【提出先】 東部環境事務所 廃棄物係 〒373-0033 太田市西本町 60-27 電話：0276-31-2517 FAX：0276-31-7410
--

※ 提出先は家畜保健衛生所ではありません。ご注意ください。
別紙の記入例を参考に作成してください。提出方法は郵送または持参です。



《疾病等の発生に伴う休日等の対応について》

休日等であっても家畜の異常が認められた場合は、家畜保健衛生課あて連絡をお願いします。

東部農業事務所家畜保健衛生課（東部家畜保健衛生所） 〒373-0805 群馬県太田市八重笠町361-3 電 話：0276-45-2041、FAX：0276-45-9994

※ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、家畜保健衛生課までご連絡ください。



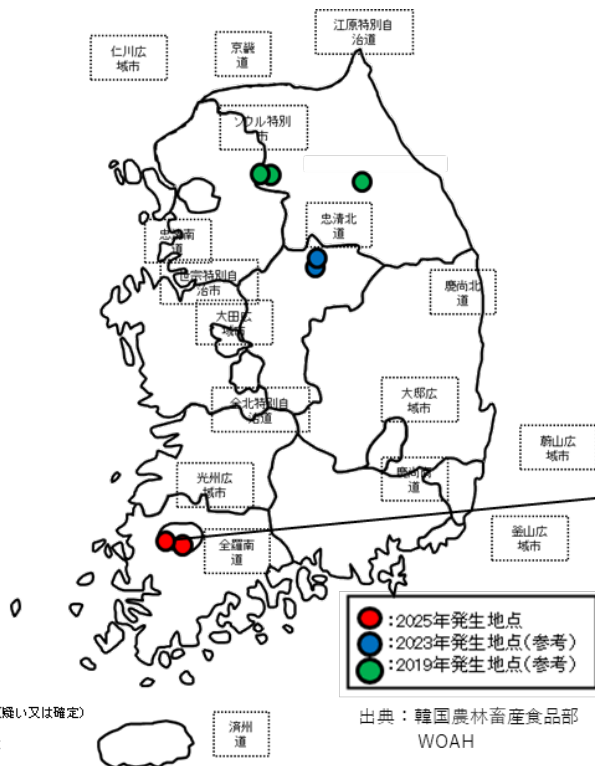
韓国で口蹄疫が発生！



今一度、発生予防を徹底しましょう！

韓国では、2025年3月に1年10ヶ月ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。

韓国における口蹄疫の発生報告状況（2025年4月14日時点）



全羅南道（19件）

3月13日（確定日は14日）
雲岩郡 牛：1件（O型）
3月14日（確定日は15日）
雲岩郡 牛：3件（O型）
3月15日（確定日は16日）
務安郡 牛：1件（判定不能）
3月17日
雲岩郡 牛：3件（O型）※
3月18日
雲岩郡 牛：2件（O型）※
3月19日
雲岩郡 牛：2件（O型）※
3月20日
雲岩郡 牛：1件（O型）※
3月23日
雲岩郡 牛：1件（判定不能）※
4月10日
務安郡 豚：2件（O型）※
4月12日
務安郡 豚：2件※
4月13日
務安郡 豚：1件※

*関連農場2農場(いずれも検査陽性)あり。

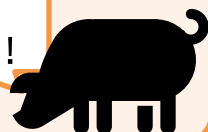
2025年4月14日時点
農林水産省動物衛生課

豚農家の皆様へ 発生予防の徹底をお願いします！

- ☐ 農場の出入口に看板を設置するなどにより、**関係者以外の立入を制限**しましょう。
- ☐ 農場の出入り時は、**専用の靴・衣服を着用し、手指を消毒**するとともに、持ち込む**物品や出入りする車両の消毒を徹底**しましょう。
- ☐ 畜舎の出入り時は、**専用の靴・衣服※を着用し、手指を消毒**するとともに、飼養管理で使用する**物品は定期的に消毒**しましょう。
※ 大臣指定地域に限る。
- ☐ 従業員の方も含め、**口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控える**とともに、これらの国からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。
- ☐ **毎日、飼養家畜の健康観察**を行い、**疑わしい症状があれば直ぐに通報**しましょう。



裏面も
チェック！



専用の衣服・靴等の着用や効果的な消毒を実施しましょう！

- ・ 衛生管理区域に立ち入る場合には、**専用の靴や衣服を着用し、手指消毒を実施**しましょう。
- ・ 畜舎ごとに**専用の靴・衣服※**を着用し、**手指消毒**を実施しましょう。

※大臣指定地域に限る。



専用の服や靴の使用、手指消毒

◎効果的な消毒のポイント

- ・ 靴や衣服が汚れた時には、洗浄・消毒しましょう。踏込消毒槽の消毒液は、汚れで効果が薄れるので、**まずは汚れを落としてから消毒**しましょう。また、消毒液が汚れていたら、**直ちに交換**しましょう。
- ・ 農場に出入りする車両を消毒する時は、タイヤのみを消毒するのではなく、**泥よけの内側部分まで消毒**し、衛生管理区域内で降車する場合に**農場専用のフロアマット**等の使用や**車内（ハンドルやドアノブ等）の消毒**を実施しましょう。



推奨される踏込消毒槽の設置方法！

②消毒液の槽

①水洗の槽



汚れをしっかりと落としてから消毒！



車両はタイヤだけでなく、**泥よけの内側まで消毒**し、**フロアマットの交換**や**ペダル等車内も消毒**

＜＜要注意＞＞

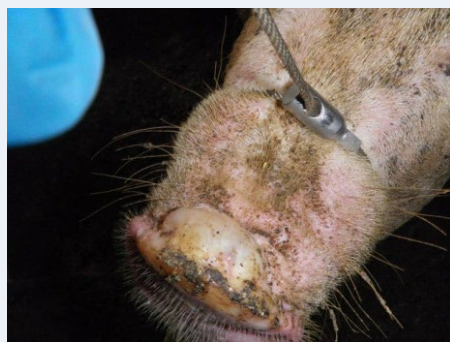
- ★ **逆性石けんやアルコールは口蹄疫の消毒薬としては不適**です！
- ★ 消毒効果が弱まるので、**酸性とアルカリ性の消毒薬を同時に使用しないこと**！

疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

～豚の症状～

写真：宮崎県提供



＜A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果＞

写真：動物衛生研究部門提供



接種3日目

多数の水疱病変を確認



接種4日目

➡ **毎日必ず健康観察**し、これらの症状を見つけ次第、直ちに**獣医師**や最寄りの**家畜保健衛生所**に**連絡**しましょう。

連絡先：

（最寄りの家畜保健衛生所の
連絡先を記入しておきましょう！）

アフリカ豚熱

そこまできています

発生を未然に防ぐことが
日本の養豚を守るために極めて重要です。

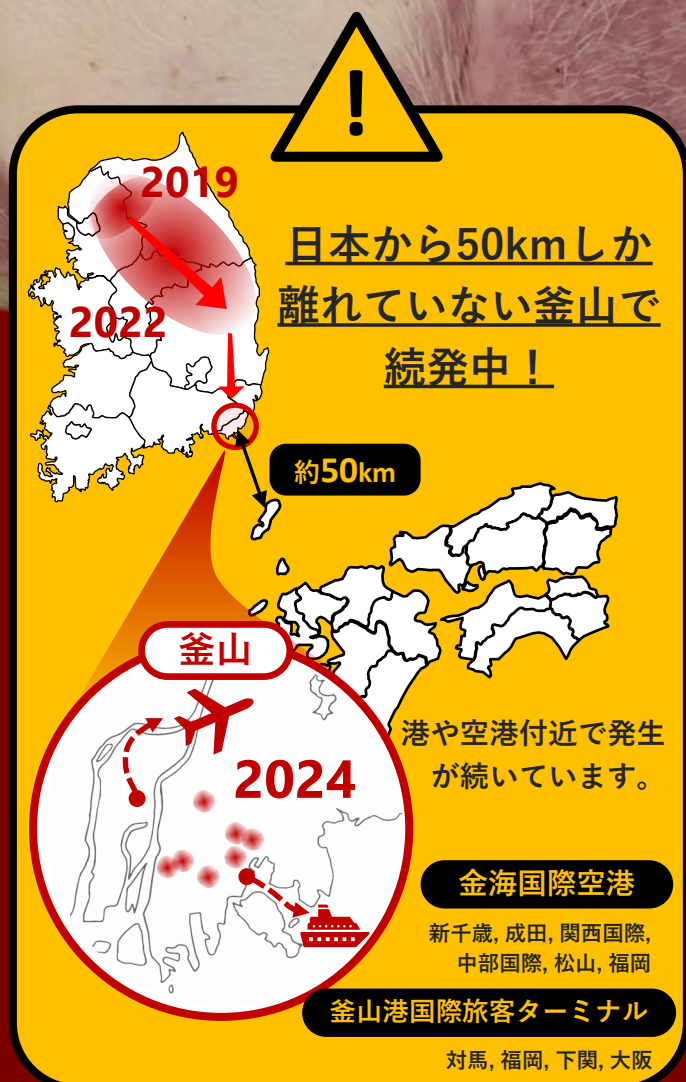
皮膚の出血や全身のチアノーゼが
特徴。他には食欲不振・沈鬱等。

農場へのウイルスの侵入を防ぐために、

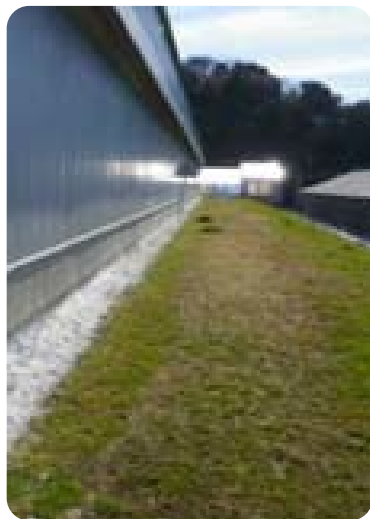
すぐに農場の 衛生対策を再点検！

- ⚠ 致死率はほぼ**100%**
- ⚠ 中国で発生による死亡・殺処分により
豚の飼養頭数が**4割減少**
- ⚠ 周辺農場も殺処分の可能性

⚠ 有効な治療法や
ワクチンはない



1 野生動物対策



農場を囲う柵を設置するとともに、破損などがいないか定期的に点検。

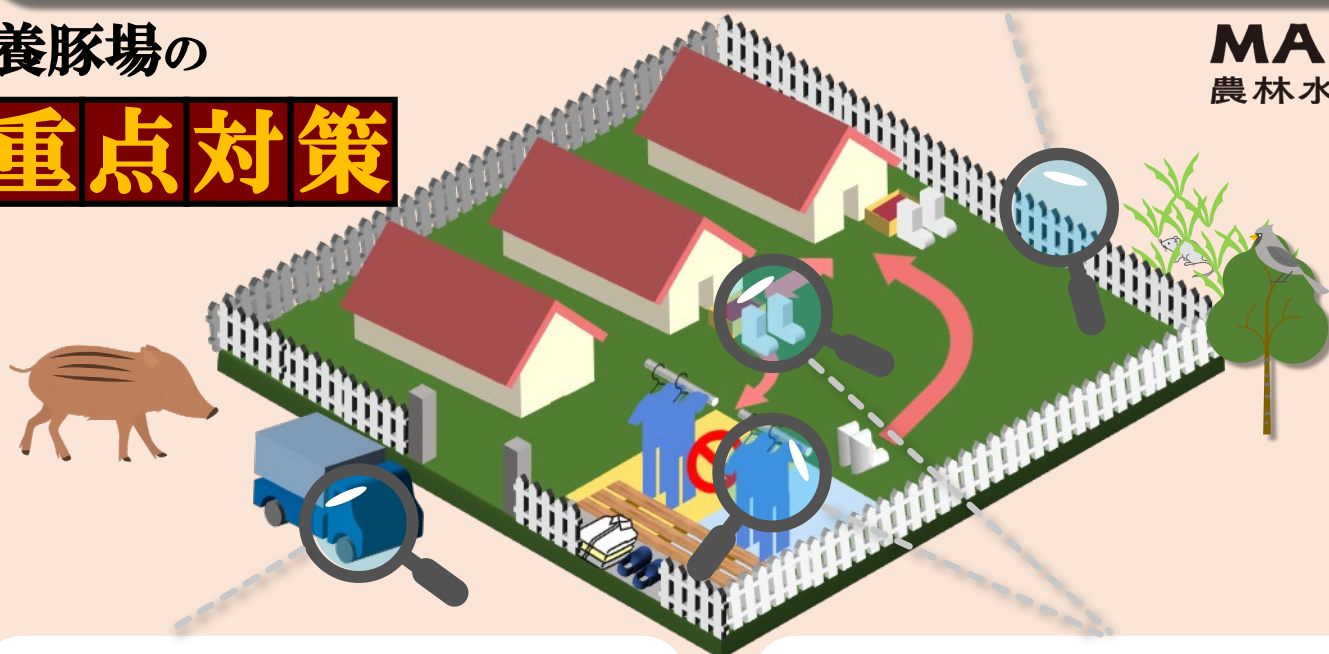
農場辺縁を含め敷地内の草刈りや枝の剪定を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。

死亡家畜は野生動物を誘引しないよう適切に保管。

養豚場の

重点対策

MAFF
農林水産省



2 農場内や進入車両の消毒



畜舎周囲・農場外縁部に定期的に石灰を散布。

車両の洗浄・消毒も忘れない。
車体、タイヤ周りや溝の汚れを
しっかり落とす。

3 更衣・履き替えの徹底



洗浄・消毒された衛生的な衣服や長靴を用意。

長靴は履き替えを徹底し、使用後は洗浄してから消毒し、消毒薬は定期的、または汚れた都度交換。



豚肉・豚肉製品を絶対に豚に与えない・捨てない！
従業員にも周知・徹底を！



養豚農場への緊急消毒命令

令和7年1月以降、前橋市内の農場で豚熱が続けて3例発生しています。
このことを受けて県では、4月8日付群馬県告示号外（第1号）により緊急消毒の実施を命令しました。

農家の皆様におかれましては、消石灰を以下の方法により早急に散布してください。

○散布場所

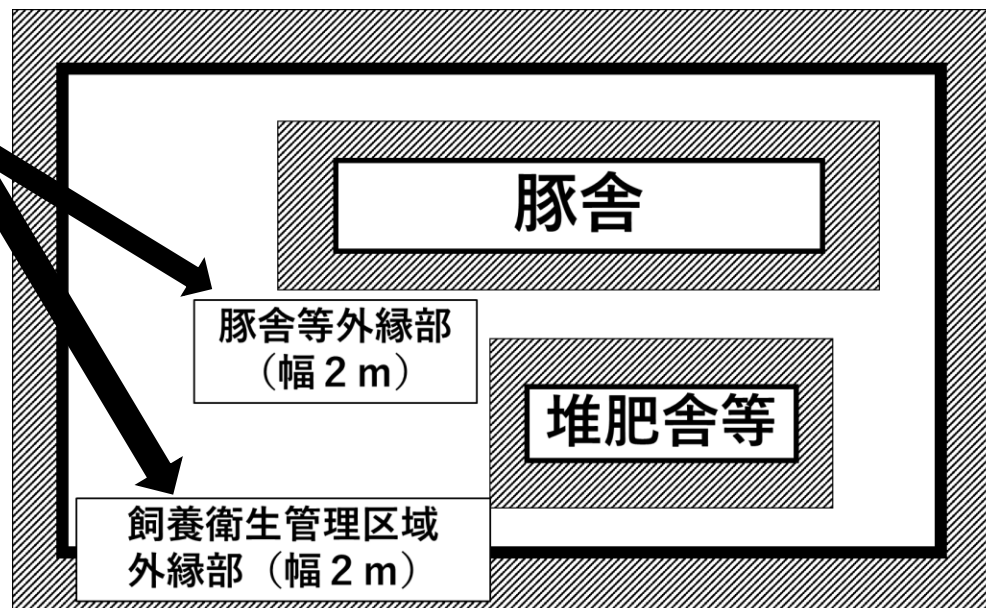
豚舎等・飼養衛生管理
区域外縁部

○散布方法

2m以上の幅で地面が
白く覆われるよう石灰
を散布。

○散布量の目安

1㎡あたり0.5～1.0kg
(2m幅で1袋 約15m)



注意点

○定期的に散布を！

繰り返し雨や水に濡れて
しまうと消毒効果がなくな
ります。

○マスク・手袋着用を！
消石灰は強アルカリ性で
す。

農政課家畜防疫対策室
西部家畜保健衛生所
利根沼田家畜保健衛生所

TEL 027-226-3111
TEL 027-362-2261
TEL 0278-24-3888

中部家畜保健衛生所
吾妻家畜保健衛生所
東部家畜保健衛生所

TEL 027-288-0371
TEL 0279-75-2240
TEL 0276-45-2041

記入例（豚）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和6年度分）

群馬県知事 あて

令和 7 年 ○ 月 ○ 日

報告者
住所 群馬県太田市八重笠〇〇〇-〇
氏名 (有) 東部畜産 代表取締役 群馬 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 0276-45-〇〇〇〇

・依頼した家畜の重さをトン(t)に換算して記入(概ねで結構です)。
・換算は下記の表を参考にしてください。

・令和6年度に書いたマニフェストの枚数を記入。

業種は 農業 と記入します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6 年度分の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		(有) 東部畜産				業 種	農業		
事業場の所在地		群馬県太田市八重笠〇〇〇-〇				事業場の電話番号	0276-45-〇〇〇〇		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	動物の死体	5	30	0100001〇〇〇〇	坂東太郎	群馬県前橋市荒口町150-1	11420112028	(株)群馬化成産業	空欄
2									
3									

産業廃棄物の種類の欄は動物の死体 となります。

・運搬を依頼している業者名と許可番号を記載します(下記参照)。
・もし、2つの業者に依頼している場合は業者毎に記載してください。

群馬県の家畜の死体は、群馬化成に運んでいるのでこのように記入します。

処分場所の住所は運搬先と同じなので空欄でかまいません。

○主たる運搬事業者（群馬県HPより）

許可番号	処理業者の氏名	備考
01000148293	都築松寿	ゲンテック商事
01000108046	新井香代子	新和油脂
01000154091	荻野和男	
01000079703	(株)ルックライン	
01000163486	(株)ARI	新井初江

○牛、豚の体重早見表（単位：kg）

月齢	和牛	乳牛	日齢	肥育豚
1	50	60	40	10
4	120	120	60	20
8	210	210	90	40
12	350	300	120	65
16	370	370	150	90
20	390	440	180	110
24	420	490		
30	450	560		

・農場毎に作成してください。
・提出先は、東部環境事務所 廃棄物係 まで
住所:太田市西本町60-27 電話:0276-31-2517
・提出方法はコロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出に御協力ください。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和6年度分）

令和 7 年 月 日

群馬県知事 様

報告者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度分の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称							業 種		
事業場の所在地							事業場の 電話番号		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									
5									
6									

2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和6年度分）（続紙）

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									